

千地戸事第 190 号

令和 4 年 11 月 2 日

東京家庭裁判所家事第 3 部

裁判官 小池 あゆみ 様

千代田区長 樋口高顕



意見書

東京家庭裁判所家事第 3 部令和 4 年（家）第 5325 号市町村長の処分に対する不服申立てについて、下記のとおり意見を陳述する。

記

第 1 申立てに対する答弁

本件申立てを却下する

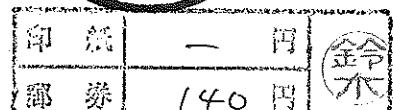
との審判を求める。

第 2 理由

1 本件申立ての趣旨

本件申立ては、令和 4 年 6 月 13 日に提出された想田和弘、柏木規与子（以下「申立人ら」という。）を当事者とする婚姻届（以下「本件婚姻届」という。資料 1）を、同日に当職が不受理とした処分（以下「本件不受理処分」という。）を不服として、当職に対し本件婚姻届を受理することを命ずる旨の審判を求めるものである。

2 本件申立てに至る経緯



(1) 本件婚姻届の提出

令和4年6月13日、申立人らは、当区に本件婚姻届を提出した。

(2) 本件不受理処分の決定と不受理証明書の交付

令和4年6月13日、当職は、本件不受理処分を行い、同日不受理証明書（資料2）を交付した。

(3) 申立人らの不服申立て

令和4年7月4日、申立人らから東京家庭裁判所家事部に対し、本件申立てがされた。

3 関係法令の定め

(1) 民法

民法は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と定め（民法750条）、夫婦同氏の原則を定めている。

(2) 戸籍法

実体法である民法の規定を受けて、その手続法である戸籍法は、婚姻をしようとする者は、夫婦が称する氏を届書に記載して、その旨を届けなければならぬと定め（戸籍法74条1号）、戸籍は市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製すると定めている（同法6条）。

4 戸籍法上、当該各日本人の戸籍に婚姻に関する記載ができないこと

(1) 戸籍制度は、民法に従って定められる親族的身分関係を登録公証する制度であり、戸籍は、その親族的身分関係を記録した公正証書であることから、戸籍制度について規定している戸籍法は、民法の親族に関する規定の手続法という法的性質を有している。

民法は、婚姻の際の夫婦同氏を原則とし（同法750条）、嫡出である子は、父母の氏を称し（同法790条1項）、離婚による復氏等（同法767条）を規定するなど、夫婦親子という基本的関係を基礎として氏を規定しており、戸籍法は、実体法である民法の規定を受けて、「戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。」と定め（戸籍法6条）、夫婦親子をもって戸籍編製の基準としている。そして、戸籍編製の基準は、全ての戸籍に一律に適用する必要がある。

- (2) 戸籍法6条に基づく基準によって編製された戸籍の記載については、同法13条において戸籍の記載事項を法定し、この法定の記載事項は、市町村長において任意に省略することはできないとともに、これ以外の事項を戸籍に記載することも許されていない。そして、「氏名」については同条1号において規定するとともに、その記載順序については、同法14条において、第一順位として「夫婦が、夫の氏を称するときは夫、妻の氏を称するときは妻」、第二順位として「配偶者」、第三順位として「子」と規定している。
- (3) 外国にある日本人が、その国の方程式に従って、届出事件に関する証書を作らせた場合には、その証書の謄本を提出しなければならない（戸籍法41条）。戸籍の記載は、提出された証書の謄本に基づいてされることとなる（同法15条）。

戸籍は一の夫婦を中心に編製するものであることから（同法6条）、婚姻に関する届出事件の証書の謄本が提出された場合には、夫婦について原則として新戸籍を編製することとなる（同法16条）。編製された新戸籍に記載する法定の記載事項である「氏名」については、その記載順序も法定されており、届出事件に関する証書の謄本のみでは、その法定の記載事項を記載することができない場合には、戸籍の記載に必要な事項を申し出させる必要がある（昭和25年1月23日付民事甲第145号（ニ）36号民事局長回答。資料3）。

- (4) 民法の親族に関する規定の手続法という法的性質を有している戸籍法において、戸籍の編製基準は全ての戸籍に一律に適用する必要があり、外国の方式で婚姻を成立させた場合であっても、戸籍法16条に基づき夫婦について新戸籍を編製しなければならないことから、法定の記載事項である「氏名」を記載することができない以上、夫婦について新戸籍を編製することができないため、戸籍法上、婚姻に関する記載はすることができない。
- (5) 戸籍法第3条第2項による東京法務局からの助言・勧告に基づき、東京地裁令和3年4月21日判決における被告国の中張を資料4のとおり添付する。

第3 結論

前記第2のとおり、本件不受理処分は適法であり、本件申立ては理由がなく、却下されるべきである。

第4 添付資料

- 1 本件婚姻届写し
- 2 本件不受理証明書
- 3 昭和25年1月23日付民事甲第145号(ニ)36号民事局長回答
- 4 東京地裁判決における被告国の中準備書面（書証は除く。）
 - (1) 被告第1準備書面（平成30年11月7日）
 - (2) 被告第2準備書面（平成31年1月23日）
 - (3) 被告第3準備書面（平成31年3月27日）
 - (4) 被告第4準備書面（令和元年6月28日）
 - (5) 被告第5準備書面（令和元年8月30日）
 - (6) 被告第6準備書面（令和元年9月19日）
 - (7) 被告第7準備書面（令和元年11月8日）

- (8) 被告第8準備書面（令和2年1月22日）
- (9) 被告第9準備書面（令和2年3月31日）
- (10) 被告第10準備書面（令和2年3月31日）
- (11) 被告第11準備書面（令和3年1月15日）